

■ 預金科目別残高・平均残高

(単位：百万円)

			平成18年度中間会計期間	
			中間期末残高	平均残高
国内業務部門	預金	流 動 性 預 金	409,600	388,121
		う ち 有 利 息 預 金	311,376	297,113
		定 期 性 預 金	801,839	793,901
		う ち 固 定 自 由 金 利 定 期 預 金	787,008	793,879
		う ち 変 動 自 由 金 利 定 期 預 金	22	21
		そ の 他	7,020	5,760
	計		1,218,461	1,187,782
譲 渡 性 預 金		—	—	
合 計		1,218,461	1,187,782	
国際業務部門	預金	流 動 性 預 金	—	—
		定 期 性 預 金	—	—
		そ の 他	654	728
		計	654	728
	譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		654	728	
総 合 計		1,219,115	1,188,511	

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋決済用預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定自由金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する自由金利定期預金
 変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 3. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■ 定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

			平成18年度中間会計期間末		
			定期預金	うち固定自由金利定期預金	うち変動自由金利定期預金
3	か	月	65,035	65,035	—
3	か	月以上6か月未満	24,208	24,208	—
6	か	月以上1年未満	312,192	312,175	17
1	年	以上2年未満	6,299	6,299	—
2	年	以上3年未満	30,954	30,950	4
3	年	以上	309,872	309,872	—
合計			748,562	748,541	21

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでいません。

■ 預金者別預金残高構成の推移

(単位：百万円・% ()内は構成比)

			平成18年度中間会計期間末	
個	人		879,045	(72.11)
法	人		261,519	(21.45)
そ	の	他	78,550	(6.44)
合	計		1,219,115	(100.00)

■ 1店舗当たり預金

(単位：百万円)

			平成18年度中間会計期間末
営	業	店 舗 数 (末残)	
国		内 店	74店
海		外 店	0
合		計	74店
1 店 舗 当 た り 預 金 債 券 等 (末残)			
国		内 店	15,824
海		外 店	8
合		計	15,832

(注) 1. 預金額には譲渡性預金を含んでいます。
 2. 店舗数には出張所を含んでいません。

■ 従業員1人当たり預金

(単位：百万円)

			平成18年度中間会計期間末
従	業	員 数 (平残)	
国		内 店	1,105
海		外 店	10
合		計	1,115
従 業 員 1 人 当 た り 預 金 債 券 等 (平残)			
国		内 店	1,074
海		外 店	72
合		計	1,065

(注) 1. 預金額には譲渡性預金を含んでいます。
 2. 従業員数は期中平均人員を記載しています。なお、国内店の従業員数には本部人員を含んでいます。

貸出金残高

(単位：百万円)

					平成18年度中間会計期間	
					中間期末残高	平均残高
国内業務部門	貸出金	手形	貸付		127,791	136,984
		証書	貸付		799,518	799,617
		当座	貸越		47,376	40,211
		割引	手形		13,056	11,581
		合計			987,743	988,395
国際業務部門	貸出金	手形	貸付		101	249
		証書	貸付		—	—
		当座	貸越		—	—
		割引	手形		—	—
		合計			101	249
合計	貸出金	手形	貸付		127,893	137,234
		証書	貸付		799,518	799,617
		当座	貸越		47,376	40,211
		割引	手形		13,056	11,581
		合計			987,844	988,644

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

							平成18年度中間会計期間末		
							貸出金	うち変動金利	うち固定金利
1	年		以下				160,204		
1	年	超	3	年	以下		76,801	42,417	34,384
3	年	超	5	年	以下		102,032	62,804	39,227
5	年	超	7	年	以下		69,882	43,556	26,326
7	年	超			超		525,190	426,136	99,053
期間の定めのないもの							53,734	13,713	40,021
合計							987,844	601,175	386,669

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしていません。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

				平成18年度中間会計期間末	
有価証券	価	証	券	10,228	
債権			権	18,771	
商不			品	0	
そ	動		産	348,211	
	の		他	127	
	計			377,337	
保			証	260,171	
信			用	350,336	
合			計	987,844	
(うち劣後特約付貸出金)					

支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

				平成18年度中間会計期間末	
有価証券	価	証	券	166	
債権			権	793	
商不			品	0	
そ	動		産	8,332	
	の		他	0	
	計			9,291	
保			証	614	
信			用	7,667	
合			計	17,572	

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

				平成18年度中間会計期間末	
				貸出金残高	構成比(%)
設備	資	金		514,397	52.07
運転	資	金		473,447	47.93
合		計		987,844	100.00

業種別貸出状況

(単位：百万円)

平成18年度中間会計期間末			
	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)
国内店分（除く特別国際金融取引勘定分）			
製造業	1,066	64,799	6.56
農業	691	7,316	0.74
林業	24	373	0.04
漁業	213	4,251	0.43
鉱業	22	3,516	0.36
建設業	2,414	73,918	7.48
電気・ガス・熱供給・水道業	104	3,797	0.38
運輸・通信業	388	19,010	1.92
卸売・小売業	2,616	100,636	10.19
金融・保険業	101	60,162	6.09
不動産業	1,527	129,336	13.09
サービス業	4,463	221,551	22.43
地方公共団体	42	19,592	1.98
その他の他	70,920	279,581	28.30
海外店分及び特別国際金融取引勘定分			
政府等	—	—	—
金融機関	—	—	—
商工業業	—	—	—
その他の他	—	—	—
合 計	84,591	987,844	

中小企業等に対する貸出金

(単位：百万円（ ）内は構成比)

	貸出先数	平成18年度中間会計期間末
総貸出金残高	金 額	84,591
	金 額	987,844
中小企業等貸出金残高	貸出先数	84,463 (99.84%)
	金 額	891,127 (90.21%)

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人です。

住宅ローン・消費者ローン残高

(単位：百万円)

	平成18年度中間会計期間末
住宅ローン	196,663
消費者ローン	29,335
合 計	225,998

特定海外債権残高

該当ありません。

貸出金の預金に対する比率

(単位：百万円)

平成18年度中間会計期間			
国内業務部門	貸出金 (A)		987,743
	預金 (B)		1,218,461
	預貸率%	(A) / (B)	81.06
		期中平均	83.21
国際業務部門	貸出金 (A)		101
	預金 (B)		654
	預貸率%	(A) / (B)	15.44
		期中平均	34.20
合 計	貸出金 (A)		987,844
	預金 (B)		1,219,115
	預貸率%	(A) / (B)	81.02
		期中平均	83.18

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

1店舗当たり貸出金

(単位：百万円)

	平成18年度中間会計期間末
営業店舗数 (末残)	国内店 74店
	海外店 0
	合 計 74店
1店舗当たり貸出金 (末残)	国内店 12,827
	海外店 2
	合 計 12,829

(注) 店舗数に出張所を含んでいません。

従業員1人当たり貸出金

(単位：百万円)

	平成18年度中間会計期間末
従業員数 (平残)	国内店 1,105人
	海外店 10人
	合 計 1,115人
従業員1人当たり貸出金 (平残)	国内店 894
	海外店 24
	合 計 886

(注) 従業員数は「預金業務・従業員1人当たり預金」と同一の基準により記載しています。

■ 有価証券残高

(単位：百万円)

				平成18年度中間会計期間	
				中間期末残高	平均残高
国内業務部門	有価証券	国債	債	94,657	84,868
		地方債	債	395	340
		短期社債	債	0	0
		株式	債	63,077	60,592
		外国証券	債	25,236	23,493
		その他の証券	債	0	0
		合計	計	5,727	5,354
国際業務部門	有価証券	国債	債	189,094	174,649
		地方債	債	0	0
		短期社債	債	0	0
		株式	債	0	0
		外国証券	債	0	0
		その他の証券	債	12,223	11,057
		合計	計	0	0
合計	有価証券	国債	債	12,223	11,057
		地方債	債	94,657	84,868
		短期社債	債	395	340
		株式	債	0	0
		株式	債	63,077	60,592
		外国証券	債	25,236	23,493
		その他の証券	債	12,223	11,057
合計	計	5,727	5,354		
				201,318	185,706

(注) 1. 貸付有価証券は、有価証券の種類ごとに区分して記載しています。
2. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		平成18年度中間会計期間末						
		国債	地方債	社債	株式	その他の証券	うち外国債券	うち外国株式
1 年 以 下		3,994	—	8,378	—	1,610	1,511	—
1 年 超 3 年 以 下		25,062	—	32,766	—	197	—	—
3 年 超 5 年 以 下		40,613	199	10,318	—	3,105	2,500	—
5 年 超 7 年 以 下		4,896	—	167	—	1,213	1,000	—
7 年 超 10 年 以 下		6,886	196	11,446	—	4,612	2,997	—
10 年 超		13,202	—	—	—	4,459	4,014	—
期 間 の 定 め の な い も の		—	—	—	25,236	2,751	—	—
合 計		94,657	395	63,077	25,236	17,951	12,023	—

■ 有価証券の預金に対する比率

(単位：百万円)

			平成18年度中間会計期間
国内業務部門	有価証券 (A)		189,094
	預金 (B)		1,218,461
	預証率%	(A) / (B)	15.51
		期中平均	14.70
国際業務部門	有価証券 (A)		12,223
	預金 (B)		654
	預証率%	(A) / (B)	1,868.96
		期中平均	1,518.81
合計	有価証券 (A)		201,318
	預金 (B)		1,219,115
	預証率%	(A) / (B)	16.51
		期中平均	15.62

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

		平成18年度中間会計期間
商 品 国 債	債	0
商 品 地 方 債	債	—
商 品 政 府 保 証 債	債	—
貸 付 商 品 債 券	債	—
合 計		0

■ 公社債及び投資信託の窓口販売実績

(単位：百万円)

	平成18年度中間会計期間
国債	4,230
地方債・政保債	67
合計	4,298
投資信託	6,655

■ 公社債の引受額

(単位：百万円)

	平成18年度中間会計期間
国債	—
地方債・政保債	987
合計	987

■ リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成17年度中間会計期間末	平成18年度中間会計期間末
	単体	単体
破綻先債権額	10,710	2,092
延滞債権額	54,526	42,839
3ヵ月以上延滞債権額	109	—
貸出条件緩和債権額	15,823	22,779
合計	81,169	67,711

【破綻先債権】

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

【延滞債権】

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

【3ヵ月以上延滞債権】

元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

【貸出条件緩和債権】

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

用語のご説明

■ 金融再生法に基づく開示債権

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。

(単位：百万円)

	平成17年度中間会計期間末		平成18年度中間会計期間末	
	単体	連結	単体	連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (a)	31,113	36,970	14,460	23,041
危険債権 (b)	35,599	35,660	31,544	31,566
要管理債権 (c)	15,933	15,933	22,779	22,779
小計 (d)=(a)+(b)+(c)	82,645	88,564	68,784	77,387
与信債権に占める割合 (d)/(f)	8,00%	8,55%	6,83%	7,63%
正常債権 (e)	949,613	947,076	937,786	935,739
与信債権合計 (f)=(d)+(e)	1,032,258	1,035,640	1,006,570	1,013,127

(注) 金融再生法に基づく資産査定額は平成11年度より開示しています。

【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

【危険債権】

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

【要管理債権】

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

【正常債権】

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

用語のご説明

貸倒引当金等明細表

(単位：百万円)

		平成17年度中間会計期間					平成18年度中間会計期間					摘要
		期首残高	当中間期 増加額	当中間期減少額		中間期末残高	期首残高	当中間期 増加額	当中間期減少額		中間期末残高	
				目的使用	その他				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	7,314	7,290	—	7,314	7,290	7,880	13,142	—	7,880	13,142	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	12,301	9,822	1,553	10,748	9,822	7,962	17,925	4,077	3,889	17,925	※主として税法による取崩額
	うち非居住者向け債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成17年度中間会計期間	平成18年度中間会計期間
償 却 額	213	0

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

		平成17年度中間会計期間	平成18年度中間会計期間
基 本 的 項 目	資 本 金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	19,857	19,719
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	23,164	23,164
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	160	320
	その他利益剰余金	—	△ 39,842
	任意積立金	3,100	—
	中間未処分利益	3,589	—
	その他の	—	25,000
	自己株式(△)	94	109
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
補 完 的 項 目	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	計 (A)	64,181	42,794
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券※1	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,355	1,328
	一般貸倒引当金	5,500	5,280
控 除 項 目	負債性資本調達手段等	—	20,000
	うち永久劣後債務※2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株※3	—	20,000
	計	6,856	26,608
自 己 資 本 額	うち自己資本への算入額 (B)	6,856	26,608
リスク・アセット等	控 除 項 目 ※4 (C)	50	100
	(A)+(B)-(C) (D)	70,987	69,302
	資産(オン・バランス)項目	852,789	821,317
リスク・アセット等	オフ・バランス取引項目	27,330	23,490
	計 (E)	880,119	844,807
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(E)} \times 100$		8.06%	8.20%

- (注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）です。
2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものです。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号および第5号に掲げるものです。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期限が5年を超えるものに限られています。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額です。

優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しています海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りです。

発 行 体	Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還に関する事項	定めなし。 ただし、平成24年1月以降に到来する配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 また、税務上または資本上の事由が生じた場合には、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当に関する事項	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当。ただし、平成24年1月以降については、変動配当が適用される。
発行総額	250億円（1口あたり1,000,000,000円）
払 込 日	平成18年9月21日

配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回支払配当日は平成19年1月25日）該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする、当行最優先株式に対する配当がまったく支払われない旨宣言され、かつ、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に係る配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示をしている場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示をしている場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それらの制約を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降の任意の事業年度について、当行が配当の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする）。ただし強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと。 (2) 分配制限に服すること。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること。 (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと。
残余財産分配請求額	1口あたり1,000,000,000円

有価証券の時価等関係

●有価証券関係

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	平成17年度中間会計期間末					平成18年度中間会計期間末				
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	中間貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	7,959	7,917	△ 41	38	80	7,727	7,596	△ 131	13	144
その他	10,547	10,177	△ 370	25	396	12,023	11,420	△ 603	6	609
合計	18,506	18,094	△ 412	64	476	19,751	19,017	△ 734	19	754

(注) 1. 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいています。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	平成17年度中間会計期間末					平成18年度中間会計期間末				
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	15,801	20,450	4,648	5,154	505	21,194	23,015	1,820	2,729	909
債券	131,132	130,837	△ 295	193	488	150,805	149,452	△ 1,353	69	1,423
国債	89,958	89,640	△ 318	79	397	95,672	94,657	△ 1,015	27	1,042
地方債	99	98	△ 1	—	1	399	395	△ 3	1	5
社債	41,074	41,098	24	114	89	54,733	54,399	△ 334	40	374
その他	5,392	5,553	160	227	67	5,762	5,802	39	123	84
合計	152,327	156,842	4,514	5,575	1,060	177,763	178,269	506	2,922	2,416

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により算定しています。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳です。
 3. 株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、従来、①中間会計期間末日1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当中間会計期間より当中間会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っています。
 なお、当中間会計期間において減損処理した株式及び受益証券の金額は702百万円です。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	平成17年度中間会計期間末	平成18年度中間会計期間末
満期保有目的の債券 非公募債	1,200	950
その他有価証券 非上場株式	1,397	1,300
買入金銭債権	70	106

●金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成17年度中間会計期間		平成18年度中間会計期間	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	4,151	49	3,943	△ 20

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

		平成17年度中間会計期間	平成18年度中間会計期間
評価差額		4,514	506
その他有価証券		4,514	506
その他の金銭の信託		—	—
(△)繰延税金負債		1,823	204
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）		2,690	301
(△)少数株主持分相当額		—	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額		—	—
その他有価証券評価差額金		2,690	301

■デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引

平成17年度中間会計期間末および平成18年度中間会計期間末とも該当ありません。

(2)通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成17年9月30日			平成18年9月30日		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—	—	—
	為替予約	114	△ 0	△ 0	33	0	0
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	—	△ 0	△ 0	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しています。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が手続上消去されたものについては、上記記載から除いています。

(3)株式関連取引

平成17年度中間会計期間末及び平成18年度中間会計期間末とも該当ありません。

(4)債券関連取引

平成17年度中間会計期間末及び平成18年度中間会計期間末とも契約額等の期末残高はありません。

(5)商品関連取引

平成17年度中間会計期間末及び平成18年度中間会計期間末とも該当ありません。

(6)クレジットデリバティブ取引

平成17年度中間会計期間末及び平成18年度中間会計期間末とも該当ありません。